

4 出願資格および出願資格を証明する書類

★書類の郵送・注意事項については、36・39・40ページを参照してください。

以下の1. から3. のいずれかに該当する者

出願資格を証明する書類について、卒業見込者は2024年10月1日以降、既卒者は卒業後に発行されたものを提出してください。
2025年3月に下記の出願資格を取得見込みの者は、**第3学年2学期または前期までの成績が記載されている書類を提出してください。**
いったん提出された書類はいかなる理由があっても差し替え、返却等はできません。**開封されたものは無効です。**

出願資格	証明書類	注意事項
1. 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）または中等教育学校を卒業した者および2025年3月卒業見込みの者	出身学校長が作成した 「調査書」 (厳封されたもの)	在学中に留学経験がある場合、その留学先の成績証明書は不要です。その際、日本の高等学校の「調査書」は留学期間がわかるようにしてください。
2. 高等専門学校の第3学年を修了した者および2025年3月31日までに修了見込みの者		
3. 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および2025年3月31日までにこれに該当する見込みの者		
(1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者および2025年3月31日までに修了見込みの者またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者（注1）	①修了（見込）証明書 ②成績証明書	①・②両方を提出してください。 出身学校長が作成する「調査書」がある場合は、①・②に代えて提出してください。 日本の高等学校にも在籍した者は、日本の高等学校在学中の「成績証明書（調査書）」も提出してください。
(2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程または相当する課程を有するものとして認定または指定した在外教育施設の当該課程を修了した者および2025年3月31日までに修了見込みの者	出身学校長が作成した 「調査書」 (厳封されたもの)	
(3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者および2025年3月31日までに修了見込みの者	①修了（見込）証明書 ②成績証明書	①・②両方を提出してください。 出身学校長が作成する「調査書」がある場合は、①・②に代えて提出してください。
(4) 文部科学大臣の指定した者	①修了（見込）証明書 ②成績証明書	①・②両方を提出してください。 日本の高等学校にも在籍した者は、日本の高等学校在学中の「成績証明書（調査書）」も提出してください。 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS）の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者および2025年3月31日までに修了見込みの者において、当該学校が文部科学省が評価団体の認定を受けていることを公表していない教育施設の場合は、「当該教育施設が文部科学大臣が指定する国際的な評価団体の認定を受けた教育施設であることを証明する書類（当該学校長が発行するもの）」を提出してください。
(5) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）および2025年3月31日までに合格見込みの者で、2025年3月31日までに18歳に達する者	合格（見込）成績証明書 (厳封されたもの)	「合格証明書」は無効です。 合格に際して免除科目がある場合でも、免除科目に関する証明書は提出不要です。
(6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2025年3月31日までに18歳に達する者（注2）	①修了（見込）証明書 ②成績証明書	①・②両方を提出してください。 出身学校長が作成する「調査書」がある場合は、①・②に代えて提出してください。

※改姓等の理由により調査書等記載の氏名と表記が異なる場合は、その変更内容・経緯等が確認できる志願者本人の自筆メモを添付してください。なお、入学手続時には公的書類（戸籍抄本等）の提出が必要となります。

※「調査書」について、出身学校の保存期間終了等を理由に交付が受けられない場合は、「卒業証明書」を提出してください。厳封は不要です。

※出願資格を証明する書類は、日本語または英語で作成されたものとし、それ以外の言語の場合は、大使館等公的機関で認証を受けた日本語または英語の訳文原本を添付してください。厳封は不要です。

※大学入学資格の詳細は文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm）で確認してください。

（注1） 出願資格の確認が必要となります。確認には時間を要するため、出願締切日間際の出願とならないよう注意してください。出願締切日までに出願資格確認ができなかった場合は、出願を認めないことがあります。また、国により教育制度が異なるため、確認の結果、出願を認めないことがあります。

（注2） 3.（6）個別の入学資格審査を必要とする場合は、出願に先立ち、11月22日（金）までに必ず入学センター事務室に問い合わせてください。